

中小企業信用保険法第2条第5項第1号認定の必要書類

◎必要書類

1	認定申請書	原本1通
2	売掛金債権等が確認できる資料	手形、請求書、契約書等 ※売掛金債権等が50万円未満の場合は、総勘定元帳等、全取引規模及び指定事業者との取引規模が確認できる資料が必要です。
3	商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書	※法人の場合(3ヶ月以内のもの) ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
4	許認可証の写し	※許認可業種の場合
5	委任状	※本人以外が申請の場合

※その他、追加で書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。

【問い合わせ】

袖ヶ浦市役所 商工観光課

電話 0438-62-3428